

# クラウド利用促進に向けた 外為法上の指針の早期提示要望について

平成24年11月15日

一般財団法人

安全保障貿易情報センター

# アジェンダ

I. クラウドの定義

II. クラウドコンピューティングのサービス例

①ストレージサービス

②SaaS

III. クラウドコンピューティングの広がり(参考)

IV. 問題の所在

V. 規制対象外化を要請する理由

①ストレージサービス

②SaaS

VI. まとめ

VII. 参考資料

# I . クラウドの定義

- “クラウドコンピューティング”は、様々なビジネス形態があり、言葉の定義も不明確。
- ここでは以下の場合のようなサービス例を
  - ①ストレージ、②SaaSとして定義し説明。

(詳細:P4、P5参照)

## ①ストレージサービス

国内のサービス利用者が、サービス提供者が運営する海外のサーバー(データセンター)に情報を保管する場合

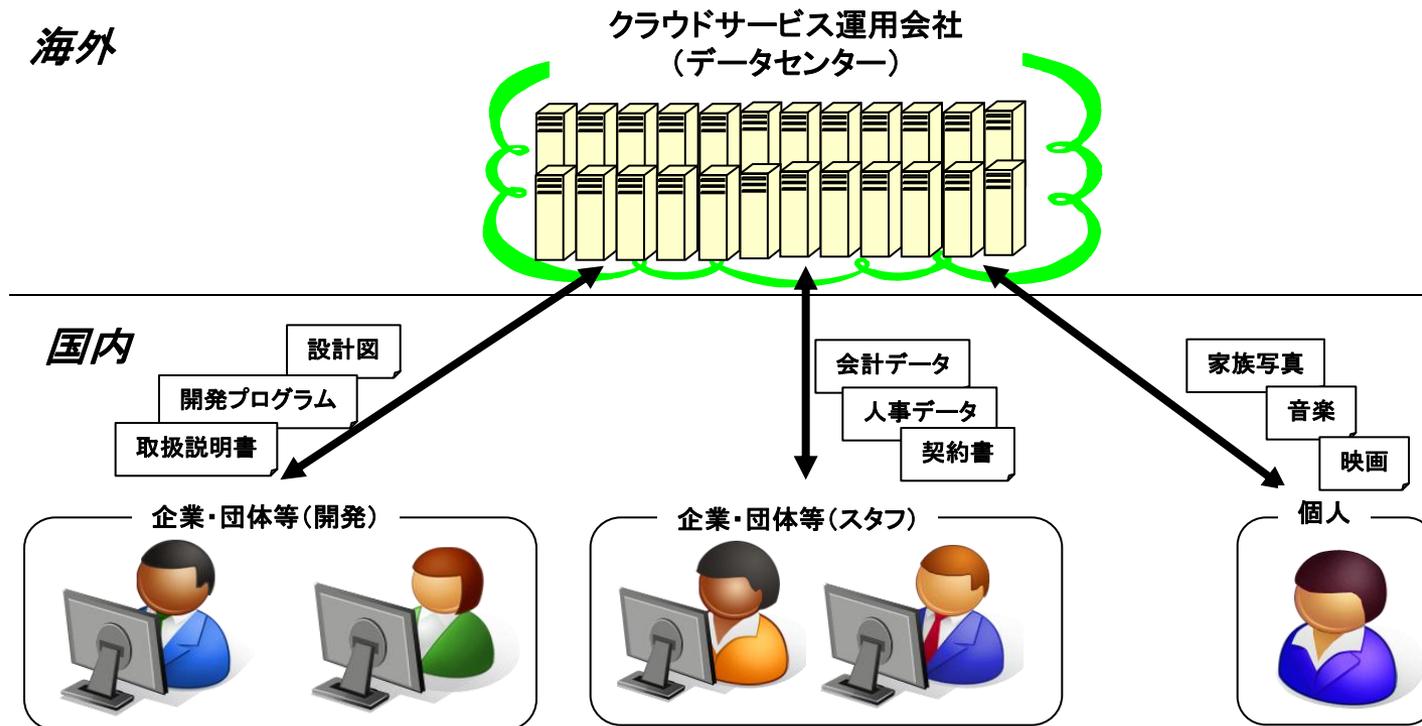
## ②SaaS (Service as a Software)

国内のサーバーにあるアプリケーションソフトウェアを利用して、海外にサービスを提供する場合

# II. クラウドコンピューティングのサービス例

## ①ストレージサービス

- 国内のサービス利用者が、データをサービス運用者の海外のサーバー(データセンター)に保管
- 同じデータを複数のサービス利用者で共有する場合あり
- クラウドサービス運用会社がサービス利用者から預かったデータのセキュリティを管理



以下の場合を含む

- 個人や企業のサービス利用者が、日本国内あるいは海外の相手先に情報を送信する際に、意図とは無関係にネットワークインフラの関係で、海外のストレージを経由する場合
- サービス運用者がデータバックアップのため、サービス利用者の意図とは無関係に海外の別のサーバーに情報を移転する場合

# II. クラウドコンピューティングのサービス例

## ②SaaS (Software as a Service)

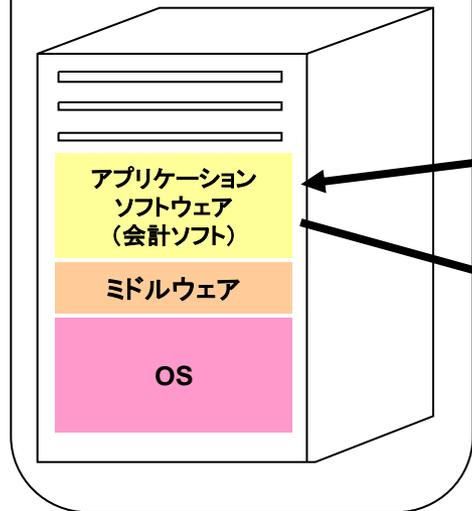
クラウドサービス運用会社のアプリケーションサービスをサービス利用者が利用  
(クラウドサービス運用会社のコンピュータにあるアプリケーションソフトウェアをネットワークを経由してサービス利用者が利用)

会計アプリケーションサービスの例

国内

サービス運用会社

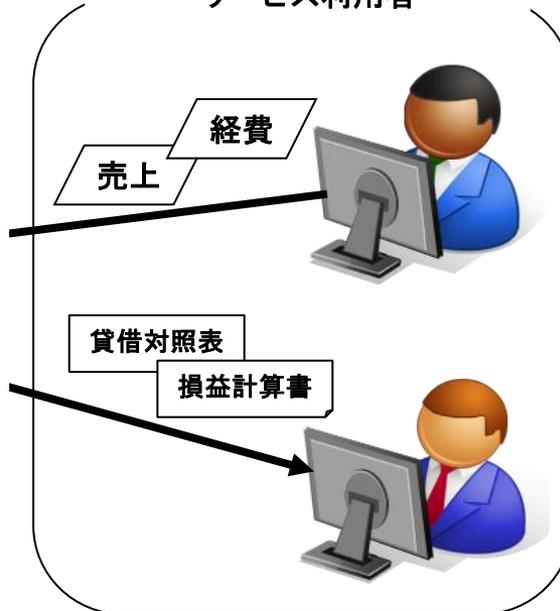
サーバー



海外

サービス利用者

インターネット



### 留意点

サービス運用会社のコンピュータのハードウェア仕様や搭載されているOS等のソフトウェアの詳細内容は、通常、不明。

### SaaSの主なサービス事例

- ・会計
- ・給与計算
- ・文書管理
- ・Web会議
- ・Webメール
- ・汎用CAD
- ・教育(語学、経理、法律)
- ・仮想PC
- ・ショッピング

注:国内で、懸念される技術関連のサービスは見当たらない。

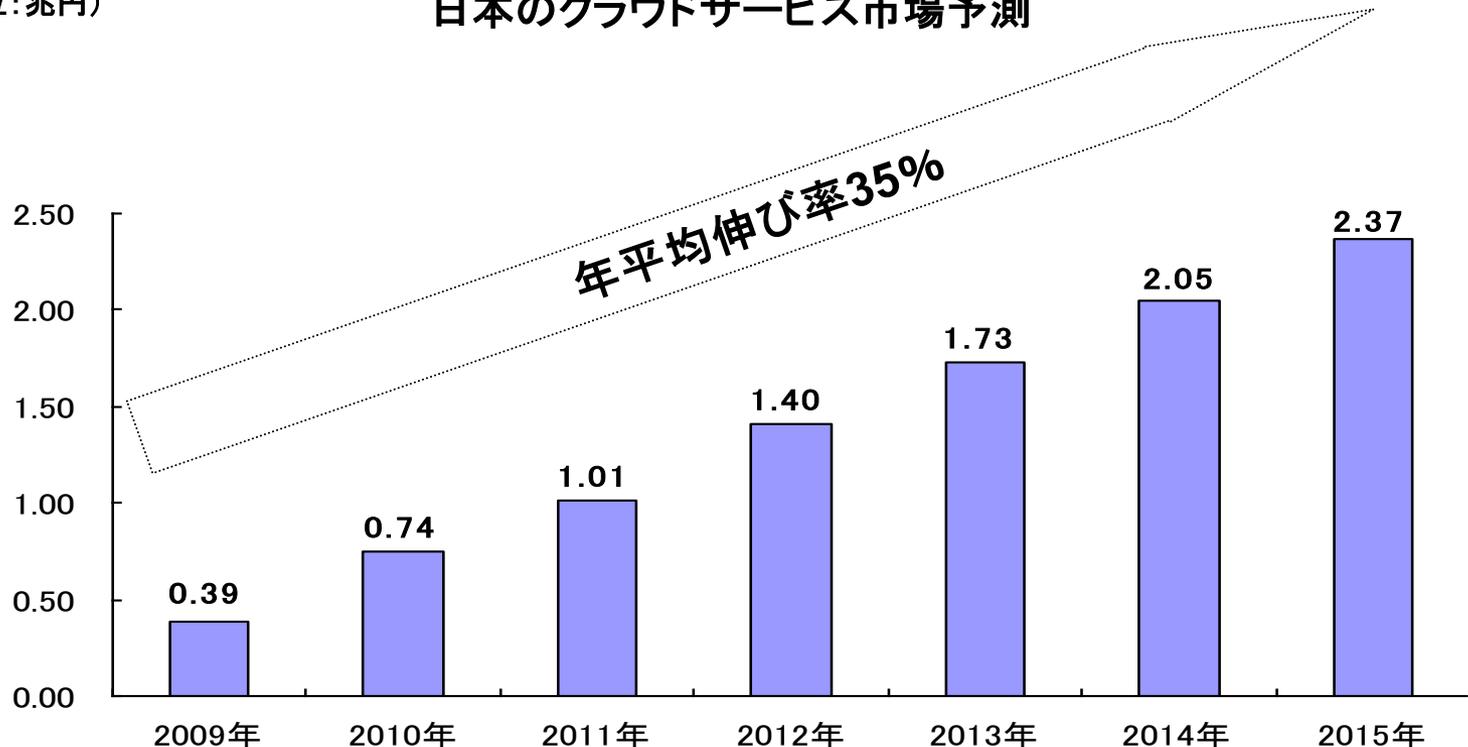
※ 国内のサーバーのOSだけを提供する(IaaS)やOSとミドルウェアを提供する(PaaS)などのビジネスモデルあり。IaaSやPaaSについてはSaaSに関する解釈が明確になれば、その応用として解釈できると認識し、ここではSaaSを例として説明。

# Ⅲ. クラウドコンピューティングの広がり(参考)

- クラウドコンピューティングのサービス市場規模は年平均35%伸長
- ソフトウェア開発事業等、関連事業の裾野が拡大

(単位:兆円)

日本のクラウドサービス市場予測



(出所:総務省「スマートクラウド研究会報告書」)

## IV. 問題の所在

- 外為法＝特定技術・プログラムを対外的に提供することを目的とする取引を許可制に。
- クラウドの外為法上の扱いが不明確のため、積極利用に踏み切れず、待機状態。
- 産業界の要望
  - ・ 経産省による指針の早期策定を。
  - ・ その際、外為法の規制対象外とし、実態からして現実的でない要件等をつけないこと。

# V. 規制対象外化を要請する理由

## ①ストレージサービス

### ● 外為法の規定との関係

- データ保管のみを目的とした取引
  - サービス運用者へのデータ提供を目的とした取引でない
- 外為法:「技術の提供を目的とする取引」

### ● 運用実態との関係

- サービス運用会社は原則として、サービス利用者のデータ内容を確認することはない。現実的にも困難。

- データを保存する際などで、暗号化を前提とすることは、利便性とコストの著しいマイナスを伴い、非現実的。
- データの保存先が外国であるかどうか(クラウドであること)を認識せずに使うことが一般的。
- サービス運用者がデータを見る前に、サービス利用者に事前通知を行うこと等を約款要件にすることは非現実的。

## ● 海外諸国の規制との関係

- 他国も規制の動きなし。

# V. 規制対象外化を要請する理由

## ②SaaS

### ● 外為法との関係

- 技術(プログラム)の提供を伴わない「情報処理」に過ぎない。  
→外為法の規制の範囲内か？

### ● 運用実態との関係

- 規制技術に準ずるような機微なアプリケーションは、そもそも見当たらない。  
→規制すべき実態がなく、規制理由に乏しい。
- 万一、機微なアプリケーションサービスがある場合、そのアプリケーションを利用する上で、使用方法などの技術情報がサービス利用前に提供されるので、その技術提供に対して規制すれば十分。

- 不特定多数のユーザーが、いつでも即時利用できるサービスが多い。

→「顧客審査」「該非判定<sup>(注)</sup>」を行うことは、困難。

(注)該非判定: 提供する技術が、外為法上に規定されている技術かどうかを判定すること。

## ● 海外諸国の規制との関係

- 現時点で、明確にSaaSを規制対象としている国は見当たらない。
- 米国法令(EAR)も対象外との見解を公表。

## VI. まとめ

- 経営効率化に直結するクラウドを積極利用できる早期環境整備を希望。
- 「抜け道」となることを防ぐために、
  - 意図的に抜け道として使う者は、「技術の提供を目的とする取引」とみなして、規制対象とすることは可。
  - 悪質事業者があれば公表を。

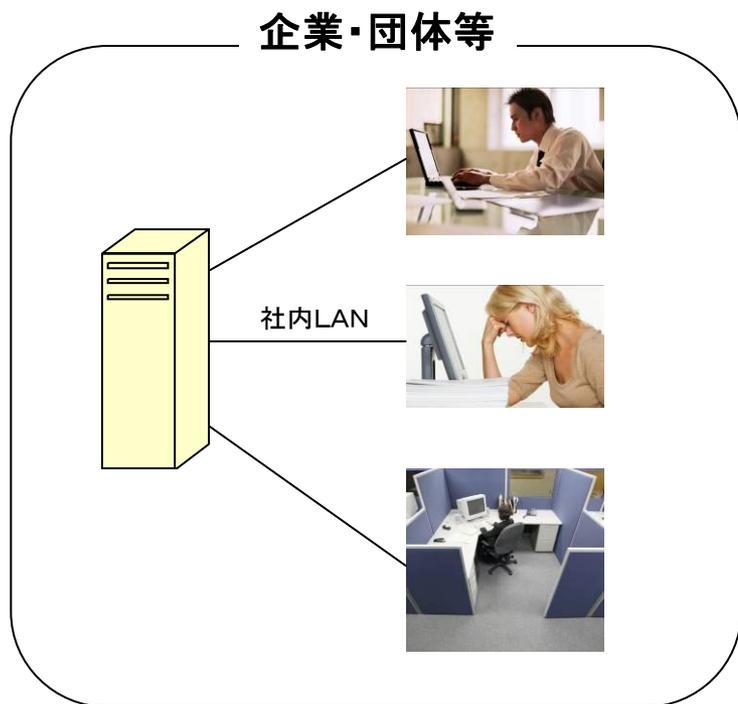
- 他方、利活用促進のためには、以下の点が必須。
  - 「抜け穴」懸念のあまり、実質使えない条件が付くのは避ける必要。
  - 圧倒的多数のユーザーが、データを保管するサーバーの位置を把握せず、クラウドと意識さえせずに使っている中で、意識の高い企業等がかえって制約を受ける「正直者が馬鹿をみる」事態は避ける必要。

## VII. 參考資料

# クラウドコンピューティングへの変化

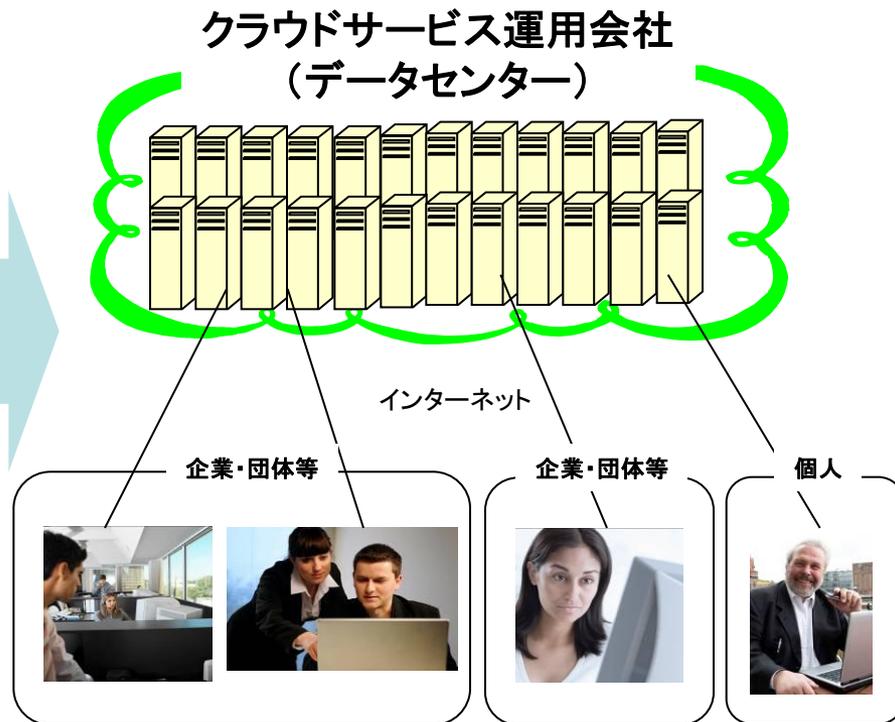
ITシステムの「所有」から、「利用」へ

企業・団体毎に個別にサーバーを所有



ITシステムの運用・管理は内部で実施

複数の企業・団体、個人がクラウドサービス運用会社のサーバーを利用



ITシステムの運用・管理は外部に委託

# クラウドコンピューティング利用のメリット

クラウドコンピューティングの利用は、コスト、運用面で優位性あり。

- コスト
  - 内部のIT管理部門等のリソース削減
  - ITシステム関連の固定資産削減
- 運用効率
  - すぐに利用
  - 使いたい時だけITシステムを利用
  - データの共有が容易
  - 内部統制、コンプライアンス対策が容易
  - 二酸化炭素産出の低減 等